

## 地域のお店応援商品券 取扱店マニュアル

### ◎販促ツールについて

- ポスター、ステッカー（大）・（小）を送付いたしますので、お客様へのPRとなるよう、見やすい場所への掲示にご協力をお願いします。
- その他、各店舗にてオリジナルの掲示物を作成いただいて構いません。（費用は各店舗負担）
- 商品券有効期間前から掲示していただいて構いません。但し有効期間後は速やかに取り外してください。

### ◎商品券について

- 商品券は500円券のみです。見本券を送付いたしますのであらかじめご参照ください。
- 受け取った商品券が他市町村で発行された券や他の用途で発行された券ではないかご注意ください。
- 商品券にはいくつかの偽造防止策が講じてあります。
  - 管理番号印刷
  - マイクロ文字使用
  - 複写防止
  - グラスパール印刷
- 色合い、紙質が明らかに違うなど使用不可能と判別できる場合は受取りを拒否していただき、その事実を速やかに事務局までご連絡ください。
- 有効期間内であるかご確認ください。
- すでに商品券の裏面に消印、受領印があるものは受け取らないでください。
- 商品券と現金との交換はできません。
- おつりは支払わないでください。
- 商品券を使用して、購入した商品または受けたサービス等の返品や払戻しには応じないでください。
- 受け取った商品券は再使用などの不正防止のため、商品券裏面に取扱店社判などで消印をしてください。
- 受け取った商品券は実行委員会が指定する金融機関で換金してください。  
【◎換金について】をご参照ください。

### 【商品券の使用対象にならないもの】

- ・出資や金融商品の購入（有価証券等）
- ・国・地方公共団体への支払い（税金、国民健康保険料等）
- ・商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、金銀等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- ・事業活動に伴う経費の支払い
- ・土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ・保険適用の診療、処方等に関する支払い
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・他の商品券との交換又は売買

### 【その他留意事項】

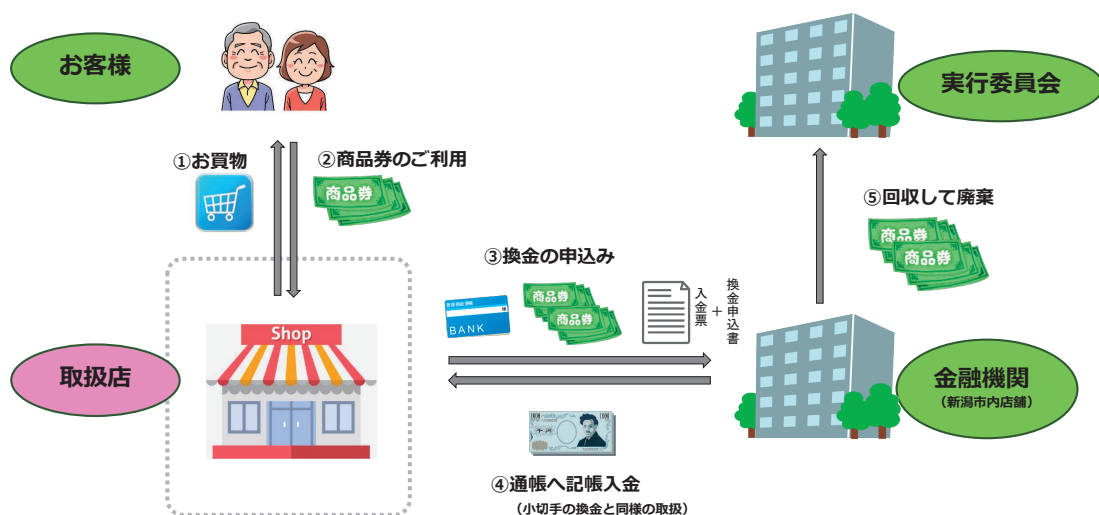
- ・取扱店において、この商品券を使用対象としない商品を独自に定める場合は、予め商品券使用者が認識できるように明示してください。
- ・「取扱マニュアル」に記載されていない事項に関しては、必要に応じて協議の上定めます

（注）商品券の取扱いに関して、盗難、紛失、滅失に対して実行委員会はその責を負いません。

◎換金について

- 換金期間は 2020年9月15日(火) ～ 2021年3月1日(月)です。
- 換金漏れ・換金忘れには十分ご注意ください。
- 換金手数料は無料です。
- 商品券の換金ができる金融機関は、下記の5行です。
  - 第四銀行 ●北越銀行 ●大光銀行 ●新潟信用金庫 ●新潟県信用組合
- 送付した「**地域のお店応援商品券**」換金申込書に必要事項をご記入いただき、回収した商品券と通帳とともに上記の金融機関へお持ちください。
- 「**地域のお店応援商品券**」換金申込書が不足した際には、実行委員会までお申し出ください。再度送付いたします
- 金融機関では、備え付けの入金票をご記入いただき、合わせて窓口へご提出ください。
- 金融機関ご来店日に通帳へ記帳入金されます。この記帳入金された金額分は2～3日後にお引き出し可能となります。

地域のお店応援商品券【換金の流れ】



◎取扱店様へ送付するもの

- ポスター
- ステッカー (大)
- ステッカー (小)
- 見本券
- 「地域のお店応援商品券」換金申込書
- 取扱店マニュアル (本紙)

お問合せ先

地域のお店応援商品券実行委員会事務局 (協同組合 N I C E 新潟内)

電話 025-246-4822 / FAX 025-246-4838 / Email ouen2020@gif10ken.com

営業時間: 月曜 ～ 金曜 (祝日を除く) 9:00 ～ 17:00